

バーゼルⅢ第3の柱の開示 自己資本の充実の状況

(令和5年3月31日現在)

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 | |
|--|---------|---------|---------|
| コア資本に係る基礎項目(1) | | | |
| 普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 34,589 | 36,593 | |
| うち、出資金および資本剰余金の額 | 786 | 786 | |
| うち、利益剰余金の額 | 33,835 | 35,839 | |
| うち、外部流出予定額(△) | 31 | 31 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 763 | 648 | |
| うち、一般貸倒り引当金コア資本算入額 | 763 | 648 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — | |
| 適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — | |
| コア資本に係る基礎項目の額 | (イ) | 35,353 | 37,242 |
| コア資本に係る調整項目(2) | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額 | 59 | 62 | |
| うち、のれんに係るものと額 | — | — | |
| うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと以外の額 | 59 | 62 | |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額 | — | — | |
| 適格引当金不足額 | — | — | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — | |
| 前払年金費用の額 | 126 | 169 | |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — | |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — | |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | — | — | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | — | — | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものと関連するものの額 | — | — | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産と関連するものの額 | — | — | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)と関連するものの額 | — | — | |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | — | — | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものと関連するものの額 | — | — | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産と関連するものの額 | — | — | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)と関連するものの額 | — | — | |
| コア資本に係る調整項目の額 | (口) | 186 | 232 |
| 自己資本 | | | |
| 自己資本の額 ((イ)-(口)) | (ハ) | 35,166 | 37,009 |
| リスク・アセット等(3) | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 196,315 | 189,031 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 720 | △ 720 | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 720 | △ 720 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — | |
| オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 9,289 | 9,551 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — | |
| オペレーション・リスク相当額調整額 | — | — | |
| リスク・アセット等の額の合計額 | (二) | 205,604 | 198,582 |
| 自己資本比率 | | | |
| 自己資本比率 ((ハ)/(二)) | 17.10% | 18.63% | |

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出してあります。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出してあります。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

コア資本に係る基礎項目は、出資金、利益剰余金のほか、一般貸倒引当金(算入できる限度が定められています。)などが該当します。そのうち、出資金は、地域のお客さまからお預かりしております普通出資金が該当します。また、利益剰余金は、利益準備金、特別積立金および当期末処分剰余金などが該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、経営計画の推進を通じた利益の積上げにより、自己資本比率は国内基準である4%の4倍を確保し、経営の健全性・安全性を十分保ってあります。また、各エクスポージャーは特定分野に集中することなく、リスク分散も図られていると評価しております。

当金庫では、「自己資本管理規程」に基づき自己資本と主要なリスクを対比し、自己資本充実度のモニタリングと評価を行うとともに、統合的なリスク管理を基に対象リスクのコントロールやリスク資本の配賦など、適切に対応するものとしております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化等により貸出等の資産の価値が減少もしくは消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。

信用リスクは、当金庫の健全性と収益性の双方に大きな影響を与えるリスクであるとの認識のもと、当金庫は、融資審査の能力の向上に努め不良債権の新規発生を防止し、財務内容が悪化したお取引先の経営改善支援を行うなど、資産の健全性を高めるため、信用リスク管理の厳正化に取り組んでおります。

信用リスク管理の方法としては、与信判断や与信ポートフォリオ管理の基本方針である「クレジットポリシー」を定めるとともに、「信用リスク管理規程」を策定し、信用リスクのモニタリングと評価を行い、その結果を踏まえ信用リスクをコントロールすることにより、下記のとおり与信ポートフォリオ管理と個別与信管理の最適化に取り組んでおります。

なお、一連の信用リスクの管理の状況については、経営陣で構成するリスク管理委員会に報告する態勢としております。

『与信ポートフォリオの管理態勢』

与信ポートフォリオ管理としては、信用格付の導入や厳格な自己査定の実施、さらには与信集中によるリスクの抑制のため、業種別や大口与信先の管理など、様々な角度から分析し検討するとともに、小口多数取引の推進によるリスク分散に努めております。

『個別与信の管理態勢』

個別与信の管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を明確に分離しており、相互に牽制が働く体制としております。

個別与信の審査については、営業店における一次審査、融資本部による二次審査を行い、個別の大口案件は、融資審査会を開催し、応否の決定を行っております。また、業績不振となったお取引先に対しては、積極的に経営改善に向けた支援を行っております。

『信用リスクの計量化について』

信用リスクの計量化にあたっては、与信金額、予想デフォルト率、予想回収率のデータを整備し、VaR計測モデルを用いて信用リスク量を計測するほか、予想デフォルト率の検証や必要に応じストレステストを実施し、算出されたリスク量を信用リスク管理、統合的なリスク管理に活用しております。

『貸倒引当金の計上基準』

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

破綻先および実質破綻先については、担保および保証による回収可能見込額を控除した残額について全額を個別貸倒引当金として計上しております。また、破綻懸念先については、担保および保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を個別貸倒引当金として計上しております。なお、破綻懸念先のうち未保全額が一定額以上の大口与信先については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、個別貸倒引当金として計上しております。

要管理先、要注意先、正常先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出した額を一般貸倒引当金として計上しております。なお、要管理先のうち未保全額が一定以上の大口与信先については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、一般貸倒引当金として計上しております。

また、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておらず、外部格付を利用する場合には依頼格付である旨を確認して利用しております。

- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
- ④S&Pグローバル・レーティング(S&P)

定性的な開示事項

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続きの概要

当金庫では信用リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)の軽減を目的に、お取引先によっては担保や保証による保全措置を講じております。

ただし、これらはあくまでも補完的な措置であり、与信に際しては、お取引先の状況、資金使途、返済能力等を総合的に判断することを「フレジットポリシー」に明記し、担保・保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しております。また、審査の結果、担保・保証が必要な場合には、お取引先への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等が、また、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当金庫の定める「貸出事務取扱規程」や「不動産担保評価管理マニュアル」等により、適切な取扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

また、お取引先が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を実施する場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や「融資管理債権回収マニュアル」等により、法的に有効である旨確認の上、適正な取扱いに努めております。

なお、バーゼルⅢが定める信用リスク削減手法として当金庫が取扱う担保・保証は、適格担保として自金庫預金積金が、保証として政府保証、民間保証等が該当します。また、当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する リスク管理方針および手続きの概要

派生商品取引および長期決済期間取引については、取扱いしておりません。

6. 証券化エクスポートに関する事項

(1) リスク管理方針および手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

現在当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引を行っておりません。

また、投資家にあたるものについては、当金庫が定める「余資運用基準」等に基づき、有価証券運用の一部として捉え、リスクの認識については市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて資金運用会議、リスク管理委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めています。

(2) 証券化エクスポートについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券時価会計基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておらず、外部格付を利用する場合には依頼格付である旨を確認して利用しております。

- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスタートス・サービス(Moody's)
- ④S&Pグローバル・レーティング(S&P)

7. オペレーション・リスクに関する事項

(1) リスク管理方針および手続きの概要

オペレーション・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることや外生的な事象により損失を被るリスクをいい、当金庫が定める「オペレーション・リスク管理規程」において、事務リスク、システムリスク、その他オペレーション・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク)を総称して「オペレーション・リスク」と定義しております。

リスクの計測に関しては、基礎的手法を採用することとし、その態勢を整備しております。

当金庫は、オペレーション・リスク管理の重要性を認識し、オペレーション・リスク管理規程や各リスクの管理規程等に基づき、総合的な管理の状況に関する情報を的確に分析、評価し、その結果を踏まえ態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無およびその内容を検討し、リスク顕現化の未然防止と極小化に努めております。また、これらのリスクに関しては、リスク管理委員会等において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

『事務リスク』

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいい、当金庫が定める「事務リスク管理規程」に基づき、本部と営業店が一体となり厳正なリスク管理態勢の整備とその遵守を心掛けることは勿論のこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

『システムリスク』

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備、さらにコンピュータの不正利用等により損失を被るリスクをいい、当金庫が定める「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。

『その他オペレーション・リスク』

・法務リスク

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により損失・損害(監督上の措置ならびに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む)等を被るリスクをいい、当金庫が定める「コンプライアンス(法令等遵守)規程」等に基づき、より高い倫理観の確立とコンプライアンス(法令等遵守)の実践に取り組んでおります。

・人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシャルハラスマント等)により損失・損害等を被るリスクをいい、当金庫が定める「就業規則」に基づき、職員の人権の尊重と労働条件の維持改善に努め、業務の円滑な遂行に取り組んでおります。

・有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象により有形資産の毀損・損害等を被るリスクをいい、当金庫が定める「不動産管理規程」および「災害対策マニュアル」に基づき、災害による被害の極小化のために万全の対策を講じております。

・風評リスク

風評リスクとは、マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から当金庫に対するお客さま等の評判が悪化し、当金庫の経営上重大な有形無形の損失が発生する危険性をいい、当金庫が定める「風評リスク管理規程」に基づき、正確かつ時宜を得た情報提供と開示により、良好な評判を維持し、公共的な金融機関の使命遂行に努めております。

(2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクspoージャーに関する

リスク管理方針および手続きの概要

出資等または株式等エクspoージャーにあたるものは、業界中央機関の信金中央金庫普通出資金の他、上場株式、非上場株式、一部の投資信託、投資事業組合への出資金が該当します。そのうち、上場株式および一部の投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、運用状況に応じて資金運用会議、リスク管理委員会等に諮り、投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用基準」等に基づいて、厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式および投資事業組合への出資金に関しては、地域社会発展・地域貢献の見地から保有する方針といとしております。また、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券時価会計基準」および「有価証券時価算定規程」ならびに日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な経理処理を行っております。

定性的な開示事項

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、「市場金利の変動により、保有する金融資産・負債の価値(現在価値)や金融資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク」をいいます。

当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、為替リスク・価格変動リスクとともにそのリスクを適正に把握のうえ市場リスクとして一体的に管理し、当金庫として取り得る許容範囲内に収めると同時に、リスクの管理と配分により適正な収益の確保を目指しています。

市場リスクの管理にあたっては、自己資本や収益目標、種別の保有限度を踏まえて策定した年度運用計画に基づき市場リスクリミットを、有価証券については損失限度を設定し、手前には警戒水準としてのアラームポイントを設定して管理しています。金融資産・負債全体に関するリスクリミット等の管理状況、市場リスクの状況は、リスク管理委員会において月次で報告しています。また、有価証券に関する状況については、毎日、直接役員に報告しています。

アラームポイントに抵触した場合には、ポジションやリスク等の削減の要否について、役員等で構成するリスク管理委員会で対応を協議するとともに、その結果につき重要な事項は理事会に付議・報告することとしています。

なお、金利スワップや金利先物取引などの金利ヘッジ手段は使用していません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIならびに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う 金利リスクに関する以下に関する事項

| | |
|---------------------------------------|--|
| ①流動性預金に割り当てられた 金利改定の平均満期 | 1.25年 |
| ②流動性預金に割り当てられた 最長の金利改定満期 | 5年 |
| ③流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等)およびその前提 | 金融庁が定める保守的な前提を採用しています。 |
| ④固定金利貸出の期限前返済や 定期預金の早期解約に関する前提 | 金融庁が定める保守的な前提を採用しています。 |
| ⑤複数の通貨の集計方法および その前提 | 通貨別に算出した金利リスクの正の値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。 |
| ⑥スプレッドに関する前提 | リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。 |
| ⑦内部モデルの使用等、△EVEに 重大な影響を及ぼすその他の前提 | 内部モデルは使用していません。 |
| ⑧前事業年度末の開示からの 変動に関する説明 | 算定手法の前提に変動はありません。 |
| ⑨計測値の解釈や重要性に関する その他の説明 | 当金庫の△EVE計測値は、監督上の基準値(自己資本の額の20%)を超えていますが、自己資本の余裕額(規制上の最低水準を上回る額)を超えるものではありません。また、このリスクティクは、安定した利息配当金等の獲得を通じて、持続可能な収益の確保に貢献しています。 |

(注) 1.△EVE(デルタ・イー・ブイ・イー)とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2.△NII(デルタ・エヌ・アイ・アイ)とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

②信用金庫が自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく 定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、主として分散共分散法によるVaR(バリュー・アット・リスク)を用いて、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、下記算出基準に基づき、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

【VaRの算出基準】観測期間 5年(1,200日)、保有期間 1年(240日)、信頼区間 片側99%

なお、円貨債については、分散共分散法では測れない非線形リスクを別途計算し、VaRを補完しています。

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|--|-----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 | 196,315 | 7,852 | 189,031 | 7,561 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 162,685 | 6,507 | 159,850 | 6,394 |
| ソブリン向け | 2,957 | 118 | 2,999 | 119 |
| 金融機関向け | 23,635 | 945 | 23,645 | 945 |
| 法人等向け | 79,056 | 3,162 | 82,203 | 3,288 |
| 中小企業等・個人向け | 11,926 | 477 | 9,719 | 388 |
| 抵当権付住宅ローン | 5,895 | 235 | 4,108 | 164 |
| 不動産取得等事業向け | 9,314 | 372 | 9,747 | 389 |
| 三月以上延滞等 | 90 | 3 | 84 | 3 |
| 取立未済手形 | 5 | 0 | 7 | 0 |
| 信用保証協会等による保証付 | 398 | 15 | 421 | 16 |
| 出資等 | 107 | 4 | 74 | 2 |
| 上記以外 | 29,297 | 1,171 | 26,839 | 1,073 |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他の外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー | 22,550 | 902 | 19,781 | 791 |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー | 1,220 | 48 | 1,220 | 48 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー | 3,294 | 131 | 3,747 | 149 |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー | — | — | — | — |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー | — | — | — | — |
| 上記以外のエクspoージャー | 2,231 | 89 | 2,089 | 83 |
| ②証券化エクspoージャー | — | — | — | — |
| 証券化 | STC要件適用分 | — | — | — |
| | 非STC要件適用分 | — | — | — |
| 再証券化 | — | — | — | — |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー | 33,160 | 1,326 | 28,780 | 1,151 |
| ルック・スルー方式 | 33,160 | 1,326 | 28,780 | 1,151 |
| マンデート方式 | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(250%) | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(400%) | — | — | — | — |
| フォールバック方式(1250%) | — | — | — | — |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | — | — | — | — |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △ 720 | △ 28 | △ 720 | △ 28 |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | 1,188 | 47 | 1,120 | 44 |
| ⑦中央清算機関連携エクspoージャー | — | — | — | — |
| ロ. オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額 | 9,289 | 371 | 9,551 | 382 |
| ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ) | 205,604 | 8,224 | 198,582 | 7,943 |

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「ソブリン」には中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、外国の中央政府等以外の公共部門

(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行が該当いたします。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーおよび

「ソブリン向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

5. オペレーション・リスク相当額の算出には、当金庫は基礎的手法を採用しています。

（オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法） $\frac{\text{粗利益}(\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

定量的な開示事項

2. 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高
(業種別・地区別および残存期間別)

(単位:百万円)

| 地域区分 業種区分 期間区分 | エクspoージャー 区分 | 信用リスク・ エクspoージャー 期末残高 | | うち貸出金、コミットメント およびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引 | | うち有価証券 | | 三月以上延滞 エクspoージャー 期末残高 | |
|----------------------|-----------------|-----------------------------|----------------|--|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|------------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 国内 | | 311,066 | 310,350 | 204,643 | 205,337 | 106,422 | 105,013 | 601 | 570 |
| 国外 | | 86,917 | 97,577 | 5,918 | 5,921 | 80,999 | 91,656 | — | — |
| 地域別合計 | | 397,983 | 407,928 | 210,561 | 211,258 | 187,422 | 196,669 | 601 | 570 |
| 製造業 | | 42,173 | 48,153 | 10,398 | 10,961 | 31,774 | 37,191 | 31 | 31 |
| 農業、林業 | | 129 | 110 | 129 | 110 | — | — | 12 | — |
| 漁業 | | 29 | 25 | 29 | 25 | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 501 | 1,003 | — | — | 501 | 1,003 | — | — |
| 建設業 | | 13,570 | 13,126 | 12,970 | 12,826 | 600 | 300 | 34 | 36 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | | 6,356 | 7,838 | 528 | 505 | 5,827 | 7,333 | — | — |
| 情報通信業 | | 6,363 | 7,336 | 1,148 | 1,114 | 5,214 | 6,221 | — | — |
| 運輸業、郵便業 | | 6,209 | 4,970 | 5,176 | 4,941 | 1,032 | 29 | — | — |
| 卸売業、小売業 | | 14,356 | 17,082 | 6,718 | 6,585 | 7,638 | 10,497 | 265 | 254 |
| 金融業、保険業 | | 168,867 | 158,036 | 96,121 | 98,925 | 72,745 | 59,111 | — | — |
| 不動産業 | | 15,415 | 16,458 | 12,606 | 12,846 | 2,808 | 3,612 | 181 | 181 |
| 物品販賣業 | | 25 | 36 | 25 | 36 | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | | 695 | 673 | 695 | 673 | — | — | 7 | 7 |
| 宿泊業 | | 685 | 732 | 685 | 732 | — | — | — | — |
| 飲食業 | | 2,229 | 2,164 | 2,229 | 2,164 | — | — | 4 | 12 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | | 2,610 | 3,113 | 2,610 | 3,113 | — | — | 28 | 28 |
| 教育、学習支援業 | | 123 | 110 | 123 | 110 | — | — | — | — |
| 医療、福祉 | | 2,079 | 2,144 | 2,079 | 2,144 | — | — | — | — |
| その他のサービス業 | | 6,914 | 6,883 | 3,122 | 3,009 | 3,791 | 3,873 | — | — |
| 国・地方公共団体等 | | 72,890 | 85,084 | 20,342 | 17,588 | 52,547 | 67,495 | — | — |
| 個人 | | 27,080 | 26,926 | 27,080 | 26,926 | — | — | 35 | 16 |
| その他 | | 8,676 | 5,915 | 5,738 | 5,915 | 2,938 | — | — | — |
| 業種別合計 | | 397,983 | 407,928 | 210,561 | 211,258 | 187,422 | 196,669 | 601 | 570 |
| 1年以下 | | 52,400 | 79,928 | 46,539 | 78,606 | 5,861 | 1,321 | | |
| 1年超 3年以下 | | 49,770 | 33,468 | 42,161 | 19,288 | 7,608 | 14,179 | | |
| 3年超 5年以下 | | 26,556 | 32,765 | 11,455 | 9,629 | 15,101 | 23,136 | | |
| 5年超 7年以下 | | 30,981 | 35,707 | 11,104 | 16,121 | 19,877 | 19,586 | | |
| 7年超 10年以下 | | 54,900 | 39,121 | 27,609 | 20,617 | 27,290 | 18,503 | | |
| 10年超 | | 168,039 | 175,792 | 56,459 | 55,918 | 111,580 | 119,873 | | |
| 期間の定めのないもの | | 15,333 | 11,145 | 15,231 | 11,076 | 102 | 68 | | |
| 残存期間別合計 | | 397,983 | 407,928 | 210,561 | 211,258 | 187,422 | 196,669 | | |

(注) 1. エクspoージャーの残高は、個別貸倒引当金を控除前、オフ・バランス項目は与信相当掛り適用後の額です。

2. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

3. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元金または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクspoージャーのことです。

4. 業種別のうち「その他」には、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託および業種区分に分類することが困難なエクspoージャーを計上しています。

5. 地域別のうち国外は、外国証券によるものです。

6. 当金庫は、デリバティブ取引は取扱いしておりません。

7. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

| | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|-------|-------|---------|--------|-------|
| | | | 目的使用(△) | その他(△) | |
| 一般貸倒引当金 | 令和3年度 | 877 | 763 | — | 877 |
| | 令和4年度 | 763 | 648 | — | 648 |
| 個別貸倒引当金 | 令和3年度 | 2,581 | 534 | — | 33 |
| | 令和4年度 | 3,082 | 182 | 12 | 82 |
| 合 計 | 令和3年度 | 3,458 | 1,298 | — | 910 |
| | 令和4年度 | 3,846 | 830 | 12 | 845 |
| | | | | | 3,818 |

(注) 個別貸倒引当金には、その他の資産にかかる損失引当金(令和4年度期末残高7百万円)は含んでおりません。

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | | | | | | | 貸出金償却 | | | |
|-----------------|--------------|--------------|------------|------------|---------|-----------|-----------|-----------|--------------|--------------|-------|-------|-------|-------|--|--|
| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | | | 期末残高 | | | | | | | |
| | | | | | 目的使用(△) | | その他(△) | | | | | | | | | |
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | | |
| 製造業 | 23 | 22 | — | — | — | — | 0 | 0 | 22 | 21 | — | — | — | — | | |
| 農業、林業 | 13 | 12 | — | — | — | 12 | 0 | 0 | 12 | — | — | — | — | — | | |
| 漁業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 建設業 | 1,706 | 1,987 | 282 | 3 | — | — | 1 | 55 | 1,987 | 1,935 | — | — | — | — | | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 情報通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 運輸業、郵便業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 卸売業、小売業 | 216 | 206 | — | 41 | — | — | 9 | 9 | 206 | 239 | — | — | — | — | | |
| 金融業、保険業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 不動産業 | 478 | 527 | 68 | — | — | — | 19 | 13 | 527 | 513 | — | — | — | — | | |
| 物品販賣業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 宿泊業 | 74 | 251 | 177 | 26 | — | — | — | 0 | 251 | 277 | — | — | — | — | | |
| 飲食業 | 10 | 12 | 2 | 110 | — | — | 0 | 0 | 12 | 122 | — | — | — | — | | |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 22 | 26 | 4 | 0 | — | — | 0 | 0 | 26 | 26 | — | — | — | — | | |
| 教育、学習支援業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 医療、福祉 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| その他のサービス業 | 25 | 25 | — | — | — | — | 0 | 0 | 25 | 24 | — | — | — | — | | |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 個人 | 10 | 10 | — | — | — | — | 0 | 2 | 10 | 7 | — | — | — | — | | |
| 合計 | 2,581 | 3,082 | 534 | 182 | — | 12 | 33 | 82 | 3,082 | 3,170 | — | — | — | — | | |

(注)国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分 | エクspoージャーの額 | | | |
|------------------|----------------|--------|----------------|--------|
| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
| | 格付適用 | 格付不適用 | 格付適用 | 格付不適用 |
| 0% | 3,406 | 95,112 | 14,707 | 90,873 |
| 10% | — | 6,956 | — | 7,590 |
| 20% | 132,138 | 27 | 151,898 | 36 |
| 35% | — | 16,844 | — | 5,666 |
| 50% | 48,108 | 557 | 37,608 | 530 |
| 75% | — | 9,784 | — | 10,291 |
| 100% | 44,177 | 30,985 | 48,360 | 31,407 |
| 150% | — | 28 | — | 26 |
| 200% | — | — | — | — |
| 250% | — | 9,857 | — | 8,931 |
| 1250% | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — |
| 合計 | 397,983 | | 407,928 | |

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位:百万円)

| ポートフォリオ | 信用リスク削減手法 | | 適格金融資産担保 | | 保証 | |
|--------------------------|-----------|-------|----------|--------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー | 1,754 | 1,730 | 12,334 | 21,012 | | |

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しております。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引は、取扱いしておりません。

5. 証券化エクspoージャーに関する事項

【オリジネーターの場合】(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項)

該当ありません。

【投資家の場合】(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項)

該当ありません。

定量的な開示事項

6. 出資等エクスポートに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価、貸借対照表で認識されかつ損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

| | | 時価のあるもの | | | 時価のないもの |
|--------|-------|----------------|--------------|------|--------------|
| | | 取得原価 (償却原価) | 貸借対照表 計上額 | 評価差額 | 貸借対照表 計上額 |
| 上場株式等 | 令和3年度 | 44 | 43 | △0 | |
| | 令和4年度 | 29 | 33 | 4 | |
| 非上場株式等 | 令和3年度 | — | — | — | 1,290 |
| | 令和4年度 | — | — | — | 1,271 |
| 合 計 | 令和3年度 | 44 | 43 | △0 | 1,290 |
| | 令和4年度 | 29 | 33 | 4 | 1,271 |

(注) 1.時価のあるものの貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.非上場株式等には、出資金、裏付資産の一部が出資等エクスポートに該当する投資信託の全額が含まれております。

(2) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(3) 出資等エクスポートの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

| | 出資等エクスポート | 株式等売却 | | | 償却 |
|-----------|-----------|-------|-----|-----|----|
| | | 売却額 | 売却益 | 売却損 | |
| 出資等エクスポート | 令和3年度 | — | — | — | — |
| | 令和4年度 | 14 | 0 | — | 18 |

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項 (単位:百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|--------|--------|
| ルック・スルー方式を適用するエクスポート | 66,010 | 62,364 |
| マンデート方式を適用するエクスポート | — | — |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポート | — | — |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポート | — | — |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポート | — | — |

8. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

| IRRBB1 : 金利リスク | | | | | |
|----------------|-----------|--------|--------|--------|-----|
| 項目番号 | | イ | ロ | ハ | ニ |
| | | ΔEVE | | ΔNII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 23,678 | 24,827 | 1,141 | 920 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | 884 | 888 |
| 3 | スティープ化 | | | | |
| 4 | フラット化 | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | |
| 7 | 最大値 | 23,678 | 24,827 | 1,141 | 920 |
| 8 | 自己資本の額 | ホ | | ヘ | |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| | | 37,009 | | 35,166 | |

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。